

## 新型コロナウイルス関連情報（第97報）：マスク着用に関するCDC推奨事項の改定

●本日、CDCは、ワクチン接種完了者のマスク着用に関する推奨事項を改定しました。

1. 本日（7月27日）、米国疾病予防管理センター（CDC）は、米国におけるデルタ株感染拡大を踏まえ、ワクチン接種完了者のマスク着用に関する推奨事項を改定しました。今次改定の主な内容は以下のとおりです。

（1）ワクチン接種完了者であっても、感染のレベルが高い地域（「Substantial transmission（相当の感染）」または「High Transmission（高い感染）」）においては、公共の屋内環境でのマスク着用を推奨。

（2）ワクチン接種完了者であっても、地域における感染状況にかかわらず、以下に該当する場合は、マスク着用を考慮（might choose to wear a mask）。

- ・免疫不全である人
- ・感染による重症化リスクが高い人
- ・免疫不全や重症化リスクが高い人、またはワクチン接種未完了の人と同居している人

（3）ワクチン接種完了者であっても、濃厚接触者については、接触後3～5日以内に検査を行い、14日間または陰性結果が出るまでは、公共の屋内環境ではマスク着用を推奨。

（4）ワクチン接種状況にかかわらず、全ての教師、学校関係者、生徒、学校訪問者のマスク着用を推奨。

※CDCサイト「COVID-19 Integrated County View」（毎日更新）にて、地域（郡）ごとの感染レベルを確認できます。

<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#county-view>

※ワクチン接種完了者とは、以下に該当する人を指します。

- ・2回接種型ワクチンの2回目を接種後、2週間が経過（ファイザー、モデルナ）
- ・1回接種型ワクチンを接種後、2週間が経過（ジョンソン&ジョンソン）

◎CDC関連サイト

- ・When You've Been Fully Vaccinated

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated.html>

- ・Interim Public Health Recommendations for Fully Vaccinated People

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated-guidance.html>

◎参考：5月13日付け領事メール「マスク着用について（CDC発表）」

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20210513importantmessagecoronavirus.pdf>

2. 上記1. のとおりCDCがワクチン接種完了者のマスク着用に関する推奨事項を改定したことに伴い、今後、州政府や市・郡などを管轄する地方政府においてもマスク着用に関するガイダンス等の変更があり得ます。また、飲食店や小売店などの各種屋内施設や職場等が独自に設定しているマスク着用ルールについても変

更があり得ます（これまでワクチン接種完了者のマスク着用は不要としていた店舗で、再びマスク着用が求められる等）。在留邦人の皆様におかれては、お住まいの地域における関連措置の動向にご留意ください。

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）お住まいの郡や市など地方政府からも、生活に密接に関わる措置や州政府よりも厳格な措置等が発表されることがあります。各自において情報収集に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人、「たびレジ」登録者および当館メルマガ登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

◎領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)